

令和8年3月25日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会

委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第6号議案 宗像市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

地方自治法の規定に基づき、損害賠償責任の一部を免責する規定を設けることで、円滑な業務遂行を実現するため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成29年に地方自治法が改正され、住民訴訟等において、善意でかつ重大な過失がない場合に、市長や職員等が負担する損害賠償責任について、条例で上限を定めることができるようになった。現行の制度では、住民訴訟等により、軽過失であっても市長や職員等が個人責任として多額の損害賠償責任を負う可能性があることから、市長や職員等が過度な心理的負担を抱くことなく、適切な意思決定と職務遂行が行える環境を確保するため、本市でも条例を制定する。
- 2 職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、市長や職員等の損害賠償責任について、基準給与年額に役職別倍率を乗じた額を上限として、それを超える部分を免責する。上限は、市長は基準給与年額の6倍、副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員は基準給与年額の4倍、公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員は基準給与年額の2倍、職員は基準給与年額の1倍とする。これは、政令で定められた国の基準と同様の負担である。

【意見】

(賛成意見)

・懸命に業務に取り組んでいる職員等を条例で保護しなければならない世の中そのものに問題を感じている。今後、倫理や道徳によって職員等が守られる社会になることを願う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第7号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

子育て部分休暇の導入に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現在、未就学の子を養育する職員を対象として、1日2時間以内の部分休業を取得できる制度があり、現在13人の職員が利用している。制度を利用する職員の声を踏まえ、現行の部分休業制度をさらに拡充した子育て部分休暇を新設する。
- 2 改正後は、小学1年生の子を養育する職員は、2時間以内の部分休暇を取得できるものとする。また、指定難病、小児慢性特定疾病及び障がいのある子など、養育に特別の事情を有すると市長が認める職員については、子が小学1年生から18歳までの間において、30分単位で1日につき4時間を超えない範囲で部分休暇を取得できるものとする。
- 3 子育て部分休暇は無給休暇であり、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

【意見】

(賛成意見)

- ・指定難病や障がいのある子ども等を養育する職員に配慮した内容となっていることを評価する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第8号議案 宗像市ふるさと基金条例の一部を改正する条例について

地方創生応援税制に係る寄附金を宗像市ふるさと基金に積み立てることで、次年度以降の事業にも寄附金を有効に活用するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附金は、原則、寄附を受けた年度の事業に充当しなければならないため、寄附金は既存事業の財源組替えにより充当されることが多く、企業から見た寄附の効果が分かりにくかったが、寄附金を基金に積み立てることで翌年度以降の事業に計画的に充当できるようにする。
- 2 今後さらに企業版ふるさと納税を獲得していくためには、積極的な広報・PR活動が必要である。翌年度以降の事業に寄附金が充当できるようにすることで、寄附の効果を分かりやすく示すことができ、企業からの賛同を得られやすくなることが期待される。現在の企業版ふるさと納税の寄附額は年間約3,000万円で、令和8年度は約4,000万円を見込んでいる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第9号議案 財産の取得について

消防団第6分団に配備する消防ポンプ自動車を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
消防団第6分団（野坂地区）に配備する消防ポンプ自動車（1台）
- 2 取得価格
2,784万2,090円（うち消費税及び地方消費税相当額252万5,026円）
- 3 契約の相手方
福岡市中央区平尾3丁目17番6号
ジーエム市原工業株式会社
代表取締役 澤田 悦幸
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和10年3月24日まで
- 5 契約の方法
指名競争入札（入札参加者6者）

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第10号議案 財産の取得について

小型ノンステップバス車両（4台）を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
小型ノンステップバス車両（4台）
- 2 取得価格
2,797万9,159円（消費税法第60条第6項の特例により、自治体間の一般会計による物品売買の申告義務が免除）
- 3 契約の相手方
福岡県那珂川市西隈一丁目1番1号
那珂川市長 武末 茂喜
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の方法

随意契約

6 随意契約の理由

那珂川市がバス事業で使用していた車両を購入することから、契約の相手方が那珂川市1者に特定されるため、随意契約とする。

7 その他

- (1) 現行のふれあいバス車両の老朽化に対応するため、那珂川市で運行していた車両を、本市のふれあいバスの運行車両として導入するもの。新規車両を購入した場合、装備品も含めると1台当たり約3,500万円の購入費用がかかる見込みであるが、中古車両を活用することにより、調達コストを抑制し、効率的な車両更新を図る。
- (2) 購入する4台の車両は、令和8年度から既存のふれあいバス路線の赤間西、河東を運行する第1系統で1台、サンリブから自由ヶ丘、南郷、日の里、東郷を右回りで運行する第2系統で1台、その逆の左回りで運行する第3系統で1台、玄海方面を運行する新規路線である玄海線BRTで1台をそれぞれ活用する予定である。
- (3) バス車両4台のうち1台は、購入時の走行距離が約86万キロメートルではあるが、那珂川市においてエンジンの分解、清掃、点検、修理、交換等を行うオーバーホールを実施した状態で購入しており、走行に問題ないと判断している。

【意見】

(賛成意見)

・新車で購入した場合に比べて調達コストを抑制したことは、市の財政に大きく貢献している。
また、他自治体の情報を適切に収集し、機を逃さずに交渉を行ったことを評価する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。